

住民監査請求の監査結果

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づき、住民監査請求（瀬戸市職員措置請求書）が提出され、監査を実施した。

第1 措置請求の概要

1 請求人

住所、氏名 省略

2 請求書の提出日

平成28年3月15日

3 請求の要旨（原文のとおり。）

瀬戸市は瀬戸市土地開発公社に対し市内赤津地区での「瀬戸市工業用地造成事業」の事業実施を平成19年3月26日に依頼した。事業目的については優良企業誘致と地域産業振興、雇用創出等による安定的な税収確保を計るため工業用地造成を行うこととしている。事業完了予定は平成21年3月末とした。この事業実現の為、この地区の測量業務、土地評価業務、埋蔵文化財等発掘調査業務、造成事業基本設計業務等を瀬戸市土地開発公社に行わせた。合わせて土地所有者に対する用地買収交渉も行わせた。しかしながら平成20年11月に至り、計画区域地権者との交渉が難航し、用地確保が進行せず、事業計画遅延が生じ、進出企業に対しこれ以上事業の遅延の理解が求められないとして当事業計画の凍結を決定し、これを公表した。

その後、瀬戸市は瀬戸市土地開発公社とのこの事業に関する委託業務契約を終了、清算することなく継続し、平成27年3月に至り、瀬戸市土地開発公社に対し1億7840万8557円を支払い業務を終了、清算した。内訳は業務費1億4809万3050円、人件費2235万992円、借入金利息796万4515円（平成21年度より平成26年度までの借入金利息648万7546円を含む）であった。

瀬戸市が瀬戸市土地開発公社に委託した工業用地造成事業は平成20年11月に同市によって凍結させられており、これ以後、委託した事業目的が達成・実現されることはないこととなった。従って、平成20年度中に瀬戸市は瀬戸市土地開発公社との業務委託契約を解約・終結させ、それまでに発生した費用の支払い、清算を行うべきであった。

当時の瀬戸市長であった増岡錦也氏は、瀬戸市土地開発公社定款第23条、第24条に定められている通り、同公社の毎年度の予算、事業計画、資金計画を同公社の事業年度開始前に承認し、毎年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書の報告を受け取っている。また、瀬戸市土地開発公社の理事長として業務を総理し公社の代表でもある。

瀬戸市と瀬戸市土地開発公社は一体不可分のものとして業務、事業を遂行しており、毎年度、年間当初予算において、瀬戸市は瀬戸市土地開発公社の債務負担行為について、財政上の保証を行うことを担保している。

市長は市が委託、発注した事業がどのような進捗状態であり、支払うべき費用がどのような内容で金額がいくらになるかは全て十分に把握・認識できる立場にある。平成21年度以降の工業用地造成事業に関する事業費については、瀬戸市が委託業務契約の解約、終結をしないため、瀬戸市土地開発公社が金融機関より借り入れた借入金利息が年々、加算、増加するという財政上不健全な事態となっていたことを十分に知り得たにも係らず、何らの対応措置もとらないままにしていた。

結局、増岡錦也氏は市長としての職務上の善良な管理者としての注意義務（善管注意義務）に違反し、瀬戸市に対し平成21年度より平成26年度までの支払利息に相当する648万7546円の損害を与えたことになる。

よって監査委員は市長に対し下記の通り勧告するよう求める。

記

市長は増岡錦也氏から金648万7546円を瀬戸市に対し返還させること。

第2 請求の受理

本件措置請求書は、法第242条に規定する所定の要件を具備しているものと認め、平成28年3月25日にこれを受理した。

第3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第6項の規定に基づき平成28年4月14日に証拠の提出と陳述の機会を与えたところ、請求人は新たな証拠を提出するとともに陳述を行った。

陳述した請求人

住所、氏名 省略

なお、陳述に先立ち請求人より、平成20年4月1日から平成24年3月31日まで瀬戸市土地開発公社監事の職にあった監査委員の加藤多喜雄

が「瀬戸市土地開発公社への土地造成事業負担金の支出」請求の監査に加わることへの疑義が提起されたことを受けて監査委員で協議した結果、本件請求に関する監査に当たっては、法第199条の2の規定を勘案して除斥することとした。

第4 関係職員の陳述

平成28年4月14日に関係職員の陳述を聴取した。

1 陳述した職員

瀬戸市交流活力部産業課長

瀬戸市交流活力部産業課工業係長

2 陳述の概要

せと赤津工業団地造成事業は、平成19年度にプロジェクトチームを設置し、開始した。

その後、計画推進途中において用地買収交渉が難航したことにより事業計画に遅延が生じ、これ以上進出希望企業に遅延に対する理解を求めるべきでないとの判断から、平成20年11月に事業を一旦凍結した。

その後、事業凍結に伴う必要な事務を進めていく中で、事業再開の具体的な見通しが立たないことから、平成27年3月にせと赤津工業団地造成事業に係る経費の支払いを瀬戸市土地開発公社に対して行った。

これまで瀬戸市土地開発公社が受託した事業に係る経費等の支払いについては、事業の進捗及び市の財政状況を勘案して行っている。

以上のことから、今回の支払いに係る事務は適切に行われたものであり、市に損害を与えるものではないと考えている。

第5 監査対象事項

本件請求の趣旨等を勘案し、監査対象事項を次のとおりとした。

瀬戸市が、平成27年3月30日に瀬戸市土地開発公社に対して支払った負担金の支出は、善管注意義務違反を含む違法若しくは不当な公金の支出に該当するか。

また、事業で発生した費用の借入金清算を平成20年度中に行わなかったことは、平成21年度から平成26年度までの借入金利息相当額である648万7546円の損害を瀬戸市に与えたことになるか。

第6 監査対象部局

瀬戸市交流活力部産業課

第7 関係職員等に対する事情聴取等

本件請求について、監査対象部局に対し関係資料の提出を求めるとともに事情聴取を行った。

また、法第199条第8項の規定によりその他の関係人である瀬戸市土地開発公社に対して関係書類の提出を求めた。

第8 監査結果

1 監査委員の判断

請求人は、増岡錦也氏が、市長としての職務上の善良な管理者としての注意義務（善管注意義務）に違反し、瀬戸市に対し平成21年度から平成26年度までの支払利息に相当する648万7546円の損害を与えたと主張している。その善管注意義務ということの根拠法令については、法第138条の2、第147条及び148条であることが陳述で補足説明されたところである。

ところで、法第242条第1項は、住民監査請求に関して「当該普通地方公共団体の長等について、違法若しくは不当な公金の支出の事実があると認めるときは、当該行為によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補てんするために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定している。すなわち、住民監査請求は、財務会計上の行為に、違法若しくは不当な行為があると認められるときに提起することができるものである。

そこで、まず、平成27年3月30日に瀬戸市が瀬戸市土地開発公社に対して支払った負担金1億7840万8557円の支出は違法若しくは不当な公金の支出に該当するか否かについて検討した。

調査の結果、この負担金は、平成27年瀬戸市議会3月定例会において平成26年度瀬戸市一般会計補正予算の手続きを経て承認されたものであること、財務会計上の支出行為においても瀬戸市土地開発公社から発行された請求書に基づき、適正に支出処理がなされていることを確認した。

以上のことから、平成21年度から平成26年度までの借入金利息相当額の648万7546円を含む負担金の支出は、違法若しくは不当な公金の支出には当たらず、請求人の主張には理由がない。

次に、瀬戸市は、当該負担金の支出によって損害をこうむったか否かについて検討した。

請求人は、「工業用地造成事業は平成20年11月に瀬戸市によって凍結させられており、これ以後、委託した事業目的が達成・実現されることはないこととなった。」との前提に立ち、「瀬戸市に対し平成21年度より

平成26年度までの支払利息に相当する648万7546円の損害を与えたことになる。」と述べている。

しかしながら、「事業目的が達成・実現されることはないこととなった」とする主張は、請求人の主観に基づくものである。

当該事業に関しては、一旦凍結と決定・公表された後も、当該地域を含めた企業誘致事業は継続されている。これは、監査対象部局及び関係人から提出を受けた関係書類の調査あるいは関係職員の事情聴取で確認された。このことから、「瀬戸市に損害を与えた」ということは認められず、請求人の主張には理由がない。

2 結論

本件措置請求については、請求人の主張には理由がないものと認め、これを棄却する。